

◇武藤 威君

○議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君の一般質問を許可いたします。9番武藤 威君登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

○9番（武藤 威君）おはようございます。9番武藤です。

まず最初に、「矛盾の多い米政策、町としての対応は」ということでございますけれども、19年度分の総決算とでも言うべき税金の申告が今盛んに行われておりますけれども、農水省がまとめた水田経営の実態調査によりますと、2006年の東北の農業所得2.3ヘクタールと言われておりますけれども、そういう中でその反別で所得がわずか33万円ということで、前年より9%減ったと報道されておるわけでございます。さらに、2007年産はそれより10%減ったとも言われておりまして、水田農家は一層厳しい状況になったとも報道されておるわけでございます。

農業所得の簡易決済が廃止されまして、今度は自分で収支を計算すると、そういう中でした方もおるようでございますけれども、所得ゼロに等しい方が結構出ている、そういう悲鳴が聞こえてくるわけでございます。

ところで、ことしの米政策でございますけれども、またまた稲作の減反、生産調整を強化する内容となったわけでございます。昨年の過剰作付分7万ヘクタール分と、ことしの消費減少の予想分の3万町歩を、農水省はさらに追加して作付面積を10万ヘクタール減らすとしておるわけでございます。このような状況ですので、米政策は考えれば考えるほど矛盾だらけと、ほとんどの方がそう思っているのではないかと私は思うわけでございます。

「過剰作付をやめれば、米価下落を抑えられる」ということで、活性化緊急対策などを開いておるわけでございますけれども、一方では政府は古米の安値販売をして米価を引き下げようとしている。ただ、ここで一番問題なのは、国産米がどのくらい過剰なのか、減反面積を計画どおりに達成したら生産者米価を本当に安定する保証があるのかどうかと思うわけで、だれでもいいから答えていただきたいわけでございます。

昨年は、1日2万3,000トンの米を消費した計算になるそうでございますけれども、このために12月22日には在庫がなくなったそうでございます。10月末には、2007年産の新米を先食いした、それで供給をつなぐ事態になったとも言われております。一方、過剰となっているのは輸入米でございます。数年たった超古米を飼料に回して減らしたものの、まだ152万トンあると言われておるわけでございます。外国産米は過剰だけれども、国産米は少なくなっている。私たち農家が減反しても、国が安値販売する限り、米の値下がりには目に見えてくるように思っているのは、私だけではないと思います。減反すれば、生産者米価が本当に回復するのでしょうか。その保

証は、本当にあるでしょうか。去年は、暴落に歯どめをかけるという理由で、政府は10万トン買い入れしたわけであります。しかし、その米の流れを見ますと、政府は古米だとしてもう売っちゃっている。それも、生産費を下回る価格で販売しております。こうした政府米が低価格で流れたら、生産調整してもすべて水の泡でございます。減反する人もしない人も、政府の備蓄米放出はしないこと、これが共通の要求ではないかと私は考えております。

このような大きな問題を抱えている中、米農家の納得を得られているのか。この大きな矛盾の中にある政策を進めるに当たって、農家の理解をどう受けとめ、町としての対応をとっていくのかどうか。見通しなどをお知らせ願いたいわけでございます。国産は不足でも強制減反させる、米価暴落なのに安値の放出、この矛盾の中で進められるこの米政策に対しての考えを伺いたいわけでございます。

価格決定に大きな役割を持つのは、日本最大の米穀会社になった農水省でございますけれども、毎年販売できる量だけ買える「回転備蓄方式」を現在とっておるわけでございますけれども、例えば生産者米価において生産費を基準に市場価格との差額を補てんする、いわゆる「不足払い制度」を導入するとか、米の備蓄は3年程度保管し、もし不作がなかったら飼料用などに使うように、いわゆる棚上げ備蓄したらと、私はいつも考えてしまうわけでございます。

さらに、水田転作条件を整備し、自給率の低い米また大豆、飼料米等、生産拡大など図れるような政策に転換するようなことも望んでおるわけでございます。このようなことは国が考えることだと、人ごとでは済まされないわけでございます。米が主産業である美郷町としても、これに対しての対応を考えていくべきだと思っております。このことについて、何か考えがあったらお聞かせ願いたいわけでございます。

次に、農地改革方針について、農業委員会としての考えをお伺いしたいわけでございます。今、品目横断対策に続くその柱として農地改革も進めておりますけれども、2008年度中あるいは2009年度中をめどに発足できるよう農地法の改正を目指そうとしておるようでございます。この見直しの中心は、耕作困難な農地の有効利用を図るとして、農地の所有権は厳しい規制を維持するけれども、利用権の貸し借りは自由化するところにあるわけでございます。現行の農地法は、農地を所有したり利用できるのはみずから耕作に従事する者か、いわゆる共同組織、生産法人に限定しておるわけでございます。ですから、資産家や株式会社、一般の耕作する保証がないためにこれまでは認められてきませんでした。

この原則は、戦後の農業の発展や農村社会の安定の基盤となり、農外資本による無秩序な転用や登記を防ぐ決定的な役割を果たしてきたことは、言うまでもないわけでありますけれども、し

かし株式会社の農地取得の自由化を狙う財界からこの撤廃要求が執拗に持ち出され、さまざまな抜け道がつくられてきました。2005年には地域の農業者だけでは耕作困難な地域で市町村で協定を結ぶことを条件に利用権に限って株式会社、また一般の方々も参入が認められたわけでございます。今回の利用権についての限定条件を取り払い、農地はだれもが自由に借りられるようにしようとしているわけでございます。これでは、資本家や農外企業が優良農地を借りて人を雇って農業を営むことも可能になるわけでございます。そうした経営には、耕作を続ける制度的な保証がなく、耕作したとしても地域の農業者との間で農地のトラブルが起これ、多様な家族経営で成り立ってきたこれまでの地域農業に重大な混乱と困難が持ち込まれるのは、私なりに心配しておるわけでございます。さらに重大なのは、利用権の規制緩和に連動していくとも思えます、その心配もあるわけでございます。所有権と利用権を切り離して、所有権だけを厳しく規制することの法制上の困難さや、同じ農業法人の経営で一方は所有権まで認めて、他方には利用権しか認めないことの不合理から、財界などからの所有権の自由化要求に結びついていくのではないかと思われるわけでございます。

農地の所有権の取得を認められない農業経営の一般化は、農地のその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めている耕作者の農地の取得を促進するという、農地法第1条にも矛盾してくるわけでございます。この点からも、農地の利用権の自由化が耕作者主義の原則を空洞化させ、農地法そのものの解体にもつながると思うわけでございます。

私自身、農業委員会から離れて時間もたちますし、町の基幹産業のあしたを考えると、心配が重なってくるわけでございます。このことは、農地の行政機関である農業委員会組織でもいろいろ議論されておると思います。ですから、近況の報告をお聞かせ願いたいわけでございます。最後になりますけれども、「妊婦検診の拡充を求めて」でございますけれども、秋田県の医療の現状を見ますと慢性的な医師不足、それに困ったもので秋田県は何でも一位でございます。自殺人口10万人対比で42.7、全国一位。平成18年の死亡率は人口1,000人に対して10人と、全国平均の8.6人を大きく上回ってさらに全国一位。一方では、平成18年の出生数、人口1,000人に対して出生率6.8で全国平均8.7を大きく下回って、これも全国最下位でございます。

妊婦の現状を見ると、今晚婚化やさまざまなストレスの増加によって危険因子の多い妊婦がふえてると指摘されております。また、貧困と格差が広がり、経済的な困難を抱えている妊婦もふえておるわけでございます。そのため、検診を控えるなど生まれる子どもに対して悪影響を与えたり、少子化にもつながっておるわけでございます。若者夫婦にとっては10万円から13万円かかる検診費、大変大きな金額でございます。そして、その後の育児費用を考えると産みたくても

産むことができないと、嘆きの声さえも聞こえてくるわけでございます。母子の命と健康を守る上でも、経済的負担を軽減して出産子育てを支援する上でも、妊産婦検診の公費負担の拡充は大きな意味があるわけでございます。このたび決まった全額県費で3回分の上乗せは大変よかったわけでございますけれども、厚生労働省は妊産婦検診は通常14回の一般検診が望ましいとされておるわけでございますけれども、本町での状況はどうか。いわゆる、町単独で前期、後期、そして一般検診は何回ほどやっているのか、また超音波や感染症の各種検査もあると思っておりますけれども、その辺を報告願いたいわけでございます。

また、県補助事業の一般検診の回数などもお知らせください。と申しますのは、隣の大仙市と比べてみますと回数が大仙市では16回、一方美郷町というところだと10回でございます。市町村の単独事業の一般検診が大仙市は6回、美郷町はゼロでございます。これではと思います、今回一般質問をさせていただきます。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君）ただいまの武藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、米政策に対しての町の対応についてですが、議員がご質問の中でおっしゃいました多用途米の件につきましては、現在のところ需用に応じた生産となっております、直接加工業者等の実際に需用する方に供給されているとのことで、主食用に転用されることはないかと私は伺っております。また、国産米の在庫が少なく輸入米がだぶついているというふうなご指摘については、それだけ消費者の方々が国内の米に寄せる安全・安心感のあらわれではないかとも感じるところです。

さらに不足払い制度について、現段階では食管法時代に戻ることと同じになり、時代に逆行、米の安売り競争を招きかねないとして国は否定的な考え方を示しているようです。このように、米の流通については国の制度設計のもと運用されている状況ですので、米の政府備蓄の方式も含めまして町の立場では責任ある答弁ができかねることに、どうかご理解をお願い申し上げたいとお願い存じます。なお、麦や大豆、飼料用のイネの生産拡大については、議員もご存じのとおり既に産地づくり交付金で生産拡大を支援する施策に取り組んでおりまして、20年産の作付計画では大豆が100ヘクタール程度、飼料用作物が15ヘクタール程度の拡大が予想されております。また、新規に種苗用イネの作付も10ヘクタール程度の取り組みがあるようです。

こうした状況にある米政策についてですが、基本が市場原理での売買となっている状況では、供給過剰の場合買い手市場になり価格は下落していくものと存じます。そのため、行政や農業団

体では生産調整に地道に取り組むことが米価を維持することになることを農業者の方々に丁寧に説明し、大方の農業者の方々からはご理解をいただいているところです。

今般の地域水田農業活性化緊急対策でも、そうした姿勢で農業団体と連携を図りながら農業者の方々に説明申し上げ、全力で実効性の確保に勤めているところですので、どうかご理解とご協力をお願い申し上げます。また、美郷町産にかぎりましての話をさせていただきますと、国のそうした米の流通制度のもとで幾らかでも有利に販売できないかということを探るために、平成20年度より大消費地であります東京大田区に対しまして、農業団体と協力しながら町でその流通のルールを敷くことができないか考えているところでもありますので、あわせてご理解をお願いいたします。

次に、妊婦検診の負担拡充についてですが、現在町では県補助事業として4回、町単独事業として3回、合わせて一般検診では7回、それに歯科検診1回、超音波検診1回、感染症検査1回の計10回の支援を講じております。こうした状況は、全県25市町村のうち私ども美郷町も含めまして、22市町村で同様の支援措置を講じている状況です。厚生労働省は、経済的理由等によりまして検診をあきらめるものが生じさせないために、少なくとも5回程度の公費県負担を実施することが原則である旨の通知を出しておりますが、町としましてはその基準は上回った回数で支援を講じているところです。

さらに厚生労働省は、議員もご指摘のとおり望ましい受信関数は13回から14回程度と考え、公費負担についても同等程度行われることが望ましいことを言及しております。そうした考え方を踏まえての対応かどうか、具体の説明はまだ受けておりませんが、いずれ県は先般一般検診を20年度において3回分追加したいこと、そして21年度においてはさらに3回分を追加したい内容の新たな方針を市町村に提示しました。引き続き、町単独事業を継続する前提で県の方針に沿うとすれば、20年度においては一般検診が10回、21年度は13回となります。現在県ではそうした考え方のもとで編成した20年度当初予算案を審議中ですので、県の予算化が決定した後はその取り組みの重要性をかんがみ、町としては町単独事業を継続実施しながら、20年度は県の方針に沿った取り組みを展開してまいりたいと考えております。

ただし、県では21年度から経費の半分を市町村に求める姿勢のようですので、町の負担が増高することとなります。21年度以降については今後の県の動向等に注視しながら、町の対応を検討してまいりたいと存じます。なお、県に対しましては新たな市町村負担の伴う内容・方針等については、実施時期や提示時期等についても私どもの意見などを聞いていただいた上で、具体行動を展開していただくよう要望してまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君）農業委員会会長、登壇願います。

（農業委員会会長 蒔野賢之輔君 登壇）

○農業委員会会長（蒔野賢之輔君）ただいまの武藤議員のご質問にお答えをいたします。農林水産省が11月6日に公表した事項について申し上げます。

農林水産省は、農地改革の展開方向についてと農地に関する改正案、そして行程表を公表されました。これは、今後の農地政策の見直しの方向を示したものであります。その改革案とは、まず第一番に農地情報のデータベース化であります。これは、農地情報システムに一元化することで、関係機関による相互利用を可能とし、新規参入に必要な情報は全国どこからでもアクセス可能にするということでございます。二つ目に、耕作放棄地の解消に向けたきめ細かな取り組みであります。これは、耕作放棄の現状を把握しそれぞれの状況に応じた対策を実施することで、5年をめどに耕作放棄地を解消するというものでございます。三つ目に、優良農地の確保対策の充実と強化であります。これにつきましては、農振制度や農地転用制度の厳格化を図り、優良農地の確保の観点に立ってこれまで許可が不要となった病院や学校などの公共転用も許可が必要と改めるということでございます。四つ目に、農地の面的集積についてであります。農地の面的集積に向けては、農地所有者の委任を受けまして担い手に農地を面的に再配分する仕組みを全市町村に設けるというものでございます。五つ目に、所有から利用への転換による農地の有効利用であります。所有から利用への転換では、所有権では厳しい規則を維持しつつ、利用権では見直しより長期的な賃貸借を可能とし、標準小作料制度は廃止の方向で見直すという、5本の柱で構成されるものであります。

農業農村現場からは、企業参入のための規制緩和としか受け取れない、農地の貸し借りをめぐり担い手と企業が競合するとの不安と懸念の声が広がっている状況でございます。農地制度は、農地の確保と効率的な利用を担保するとともに、農業農政のあり方とも深くかかわる重要な制度であります。昨年11月には法制度上の整合性の確保を踏まえまして、農業農村現場の実態に則した現実的かつ慎重な検討を行うように、全国農業委員会会長代表者集会で農地政策の見直しに関する要請決議を行ってまいりました。今後も、農業委員会の現場から、農地行政の推進に当たっては懸念される事項や影響、具体的な見直し方向についての意見・提案等を秋田県農業会議が取りまとめまして、全国農業会議所が意見を集約し、今後の政策提案等に反映させていくことになっております。

美郷町農業委員会でも、このことについて農業委員会、農業委員に提示・意見・要望等を集約

しまして、秋田県農業会議に提出する業務に取り組む所存でございます。今後とも、ご指導とご指摘をよろしくお願いを申し上げます。終わります。

○議長（伊藤福章君） 9番、再質問ありますか。9番武藤 威君の再質問を許可します。

○9番（武藤 威君） 多くの農家を切り捨てた品目横断的経営安定対策を強行したということに対しまして、大変厳しい審判を受けまして、その見直しを行いたいということで今回予算化されたわけでございますけれども、この作業は衆議院選挙対策の小手先の修正であり、この対策の本質を変えるものではないなと私は勝手に思っていますけれども。余りにも悪い施策であるために、名前を品目横断的経営安定対策から水田畑作経営所得安定対策に変えたわけでございますし、また代表範囲の拡大として新たに年齢の制限を見直したと。そして、町長が加入を認めると認定する市町村長特認を導入したわけでございますけれども、こうして加入の間口が広がったとしても対象はやっぱり認定農家だけであることは変わらないわけで、結局多くの農家を切り捨てる本質は変わらないわけで、そういう中で多くの誤解を解こうと今一生懸命説明している程度にしか、私は思えないわけでございますけれども、そうではないでしょうか。

やはり、現段階で国には、農業の位置づけが見えてこない。こうなった以上、せめてこうした身近な地域で20年、50年のビジョンをつくりながら、絶対この地域からそれこそダムの役割を果たすこの大事な水田を守る、そういう方針を打ち出す機会ではないかなと私は思うわけでございます。そのことについて、何かありましたら教えていただきたいと思えます。

それから、次の農業委員会ですけれども、この法案が通ってしまうと我々農家はもちろん、農業を基幹とする美郷町の行く末はもちろん危険の一途をたどるわけでございます。ここでお願いしたいわけでございますけれども、この4月には農業委員会の選挙、本当に我々農家としては大事な選挙でございます。さらに、やはり我々農家のこの町の砦とでも言える行政委員会、農業委員会の皆さん、大きな声を張り上げて頑張ってくださいを切に願って期待しながらお願いしたいわけでございます。

それから、私が前に調べた内容より妊産婦ですけれどもふえてびっくりしましたけれども、しかしながらさらに県費助成に加えながら町単独の上乗せを図っていくべきではないかなと思うわけでございますし、それから県費もきょうの新聞、それからこの間の新聞で助成ということになるわけでございますけれども、この一般検診ですけれども例えば16週から23週、24から28週、33から36週、36週以上とかあるわけでございますけれども、それを何と使うのか、その辺決まっていれば教えていただきたい。以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの武藤議員の再質問にお答えいたします。

水田農業のビジョンにつきましては、美郷町地域水源農業ビジョンというものを策定しております。将来にわたって美郷町の水田農業をどうするかというふうな計画は持ち合わせております。ただ、20年、50年という大きなスパンでのビジョンではありませんので、議員がおっしゃいました長いスパンでのビジョンといたしますのは、現段階のところでは考えておりません。しかし、町としては美郷町の景観並びに生活を保全する意味でも、水田の果たす役割というのは大きいものと考えておりますので、各般の町単独事業も実施を重ね合わせながら、今後とも地域の水田を守ってまいりたいと考えております。

それから、妊産婦の検診についての町単独事業の上乗せ、あるいは先ほど議員が申されました妊娠ステージごとの一般検診の使い方についてですが、前段の町単独事業の上乗せにつきましては20年度におきましては県の3回分の追加を考え、現段階のところでは町の上乗せは考えておりません。21年度以降につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり県の動向を注視しながらその後について町の取り組みを検討させていただきますので、どうかご理解ください。なお、後段の妊娠ステージに対応した一般検診については、実務的な内容でありますので福祉保健課長に答弁させます。

○議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） ただいまの武藤議員のご質問にお答えいたします。

一般検診の県の使用方法でございますけれども、16週から23週までの間に県の一般検診が1枚、それから町単独の前期用検診用の券を1枚使うことになってございます。それから24週から28週までの間に県1枚です。それから28週から35週まで、これにつきましては後期の検診として町の単独の券を使います。それから33週から36週まで、ここで県の補助による一般検診です。それから36週以降につきましては、県の補助による一般分と町の単独による一般分でございます。合計で7回になります。以上です。

○議長（伊藤福章君） 9番、農業委員会会長の再質問に対する答弁は要りませんね。

○9番（武藤 威君） いいです。頑張ってください。

ちょうど時間ですので、ありがとうございます。

○議長（伊藤福章君） これで、9番武藤 威君の一般質問をおわります。